

国あて

武器輸出全面解禁の撤回を求める意見書（案）

国は、本年 4 月 21 日、「防衛装備移転三原則」およびその運用指針を改定し、従来、完成品の輸出を「救難、輸送、警戒、監視、掃海」の 5 類型に限定してきた制約を撤廃した。

これにより、これまで輸出が厳しく制限されてきた戦闘艦、ミサイル、戦闘機など、殺傷能力・破壊能力を有する完成品の防衛装備についても、一定の条件のもとで輸出が可能となる。これは、戦後日本が「国際紛争を助長することを回避する」として維持してきた武器輸出制限の原則を根本から転換するものであり、極めて重大である。

国は、今回の改定について、「平和国家としての歩みと基本理念は変わらない」と説明している。しかし、殺傷能力の高い大型装備品の輸出に道を開けば、日本製の武器が他国の軍事行動に用いられ、国際紛争を助長する危険性は否定できない。防衛装備の輸出拡大は、平和国家としての日本のあり方に深く関わる問題であり、国会での十分な審議と国民的な議論を経ることなく、政府の判断で進められるべきではない。

日本は、過去の侵略戦争への反省に立ち、武器輸出を厳しく制限してきた歴史を持つ。国は、日本国憲法に則り、軍事的緊張を高める政策ではなく、外交努力と国際協調による平和の構築に力を尽くすべきである。

よって、目黒区議会は、国に対し、防衛装備移転三原則および運用指針の改定による、武器輸出全面解禁を撤回することを強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

2026 年 6 月 日

目黒区議会議長 西村 ちほ

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

防衛大臣

経済産業大臣 あて

